

《市民税・県民税 減免申請（所得半減）》

1. 【対象要件の確認】以下のすべての要件に該当する方が対象です。

確認	要件
<input type="checkbox"/>	失業、 <u>休業(※)</u> 、廃業により、働いて得る収入が減少した。 ※ 個人事業主の休業は含みません。
<input type="checkbox"/>	令和4年中の <u>合計所得金額(※)</u> が500万円以下である。 ※ 納税通知書等に記載している総所得金額と特別控除前の分離所得を合わせた金額
<input type="checkbox"/>	令和5年分の <u>普通所得(※)</u> の見込み金額が、前年分と比較して半分以下に減少する。 ※ 総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得以外の所得

2. 【必要書類の準備と作成】以下の3つの書類の提出が必要です。

確認	必要書類
<input type="checkbox"/>	① 市民税・県民税減免申請書 ※ 市民税・県民税減免申請書(控)は、下部の注意事項を確認し保管してください。
<input type="checkbox"/>	② 所得見込計算書(令和5年1月から12月の状況) ※ 減免決定の翌年に確定申告等により所得見込計算書の内容を確認します。
<input type="checkbox"/>	③ 失業等の事由を証明するもの ・ 会社を退職・休業された方 …退職・休業日のわかる書類 退職：離職票、雇用保険受給資格者証、退職日記載の源泉徴収票などのコピー 休業：休業証明書、辞令などのコピー ※ 上記書類がない場合は、退職・休業申立書を提出してください。 ・ 個人事業を廃業された方 …廃業日のわかる書類 開業・廃業等届出書(税務署、県に提出した控え)のコピー

3. 【注意事項】

納期限を過ぎた期月分は減免できません。必ず納期限までに申請してください。

- ・ 申請書(控)、納税通知書、納付書は同封しないでください。
- ・ 減免申請の審査終了後、減免結果の通知と減免後の納付書を送付します。それまでは、現在お持ちの納付書で期限内に納付してください。
- ・ 税額の納付が困難な方は、収税課(079-427-9171・9228)で納付相談を行ってください。

4. 【問い合わせ先】

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000

加古川市役所 税務部 市民税課

電話 079-427-9163(直通) 8:30~17:15[土日祝休日を除く]